

研究論文

カナダ・オンタリオ州教員協会の組織構造と活動に関する一考察

平田 淳*

A Study on the Organizational Structure and Activities of
the Ontario College of Teachers, Canada

Jun HIRATA*

【要約】オンタリオ州教員協会（OCT）は、NDP 下の 1994 年に RCL 報告書において「教育の専門職自己規制団体」設置の必要性が指摘されたことを受けて、1997 年に PC 政権下で設置された。その後 2003 年－2018 年は自由党政権下で改革がなされ、2018 年－現在は再び PC 政権下での改革が行われている。つまり、政権交代の度にそのあり様に変革が迫られているのが OCT である。OCT 内には多くの委員会や小委員会が組織されているが、それらの機能を整理すると大要次の 5 つに集約される。即ち、①「教員免許や資格・メンバーシップの認定及びそのデータの管理」、②「教員養成プログラムや AQ コース・プログラムの認可」、③「教員としてのスタンダードの運用と不服申立てへの対応」、④「広報」、⑤「組織運営」である。これらのうち「教員の自己規制団体」としての OCT を特徴づけているのは①②③であり、本稿はこれら 3 点がどのように取り扱われているのかについて明らかにしている。

【キーワード】オンタリオ州教員協会（OCT）、教員の自己規制団体、教員データベース管理、プログラム認可、不服申立て

はじめに

2021 年 9 月 6 日の日本教育新聞一面には、「免許更新制、廃止求める 中教審委員会」という見出しが躍った。教員免許更新制の見直しを議論してきた中央教育審議会（以下、「中教審」）の『令和の日本型学校教育』を担う教師の在り方特別部会教員免許更新制委員会が 8 月 23 日に更新制の廃止を求めることで合意し、文部科学省（以下、「文科省」）の示した『審議まとめ（案）』¹（以下、『審議まとめ案』）を了承した、という報道である。免許更新制を廃止する理由としては、学校の働き方改革が求められる中、更新制が教員の負担になっていることや、最新の知識を身につけるために 10 年に 1 度の講習を義務付けるという制度自体が矛盾していること、更新制の負担感が教員不足に影響を与えていること、更新制の効果に対する現職教員の満足度が低かったことなどが挙げられたという。他方で、『審議まとめ案』では免許更新制に代わって現職研修の充実を図ることが明記され、そのために今後、公立学校の教員を対象とした研修の受講履歴を管理する情報システムを導入し、教職員支援機構が運営するシステムで教員一人ひとりに ID を付与し、受講履歴を確認できるようにすることが主張されている。後半のくだりを目にしてカナダ教育研究者が真っ先に思い浮かべるのが、「オンタリオ州教員協会（Ontario College of Teachers: OCT）」ではないだろうか。OCT とは、オンタリオ州における公費運営学校（publicly-funded

¹ https://www.mext.go.jp/kaigisiryoo/content/20210823-mxt_kyoikujinzai02-000017243_02.pdf（2021 年 9 月 19 日採取）。

*佐賀大学大学院学校教育学研究科

schools) の教員全員が会員登録することを義務付けられている組織であり、全ての会員の取得学位や教員免許、追加資格 (Additional Qualifications: AQ) コースなどのデータ管理に加えて、教員養成や AQ の課程認定 (accreditation) を行っている、政府からは一定程度の独立性を有する組織であるとされる (平田, 2020a)。つまり、『審議まとめ案』では、オンタリオ州で OCT が果たしている役割の一部を、教職員支援機構を中心として制度化していくことを提言しているのである。だとすると、1997 年に創設されて以来 20 年以上の実績を持つ OCT について検討することは、先行事例として価値のあることであろう。

OCT に言及している日本国内の先行研究を管見の限り時系列的に見ていくと、初期のものとして (平田・成島・坂本, 2003) がある。ここでは公立学校 (公費運営学校のこと) で教えるには OCT に登録する必要があること、OCT が各教員のデータベースを管理しており、担当できる科目・学年・卒業校名・取得済み学位と取得年などを記録している旨述べられているが、概要に触れているに過ぎない。また、18 年前の論考であるため、その後の組織改編や具体的な活動内容が反映されていない。それから 9 年ほど経って刊行されたのが (平田, 2012) であるが、これは OCT の設立背景とその目的や組織特性について簡潔に述べているのみであり、(平田, 2013) もその域を出るものではない。鈴木 (2018) は、オンタリオ州における教員養成・研修における OCT とその他の機関との関係性を検討しているが、OCT については設立経緯や組織構造について簡潔に述べているにとどまっており、また活動内容としても養成・研修の課程認定の基準やプロセスを簡略にスケッチしたものとなっている。森本 (2019) は学部レベルでの OCT による教員養成プログラムの課程認定のあり様について検討しているが、鈴木同様 OCT そのものについての考察は主眼としていない。また、(平田, 2020a) では AQ コースにおいて、(平田, 2020b) では管理職資格プログラム (Principals' Qualification Program: PQP) において、それぞれ OCT が資格要件を規定したりコースやプログラム提供機関の認可を行ったりする組織として言及されているが、それより深い検討はない。つまりいずれの論考も、OCT の設立背景や組織構造、活動内容の特性の全体像を明確にするという意図は有していない。

そこで本稿では、上述した日本国内における OCT 研究でこれまで十分には触れられてこなかった OCT の全体像を明らかにすることを目的とする。それは、同様の仕組みを構築しようとしている日本の状況を考える際に、示唆的なものとなると思われる。

1. OCT の概要

(1) 設立背景

OCT 設立の契機は、新民主党 (New Democratic Party: NDP) 政権下で設置された「学習に関する王立委員会 (Royal Commission on Learning: RCL)」が 1994 年に公表した報告書『学ぶことを好きになるために (*For the Love of Learning*)』(以下、「RCL 報告書」) である (平田, 2012)。これは 503 頁にも及ぶ大部の報告書であり、4 部 20 章から構成され、全部で 166 もの事項に関する提言を行っている (RCL, 1994)。これら提言の中には、1995 年に与党となった PC 政権が開始し、その後修正を加えながら 2003 年から 2018 年までの自由党政権下、2018 年から現在までの PC 政権下でも継続されてきた教育改革施策、例えば学校協議会 (school councils) や生徒教育委員 (student trustees) (平田, 2020c) の制度化、州統一のカリキュラムや各種テストの実施 (平田, 2007) など含まれている。そして、RCL 報告書において教員関連政策に直接触れているのが、第 3 部「教育者 (the Educators)」の第 12 章「教育者 (the Educators)」である。そこでは、教員に関わる改革事項を「セクション A 専門的事項 (Section A: Professional issues)」、「セクション B 教員養成 (Section B: Teacher Education)」、「セクション C 業績評価 (Section C: Evaluating performance)」、「セクション D リーダーシップ (Section D: Leadership)」の 4

つのセクションに分けて検討しているが、OCTに関してはセクションAで述べられている。

セクションAではまず、教員組合とは異なる教員の専門職団体の必要性に言及している。即ち、教員組合が教員の経済的利益や職場での権利を保護する役割を担っており、また教員の専門性開発のいくらかは担っている一方で、それは必ずしも「教職そのものの専門職性の開発の必要性」に応えるものとはなっていないとしている。その上で、新たに創設される州規模の専門職団体へのガバナンス機能の移管の必要性を次のように主張している。

オンタリオ州における現在の教育が抱える複雑さや教育者の最善の専門職的利益は、ガバナンスに関する問題を新たに創設された州規模の専門職機関に移管することを求めている。教職に完全な専門職的地位を与えることは、教育や教育界の発展における傾向の論理的拡張である。オンタリオ州の教員の大部分は高い専門職意識を持って行動しているが、教職そのものは真の意味で専門職と呼ぶことはできない。なぜならオンタリオ州における専門職の本質的特徴が、制定法に基づく自己規制の実践だからである。

教育法や教職法はオンタリオ州における教育に関する許可や免許、実践を規制している。ガバナンスは現在のところこれら諸法に基づいて教育学部への入学や教員養成プログラムのコントロールを通して大学によって、あるいは免許の授与や剥奪、免許授与後の資格に関する権限を通して州教育相によって行使されている。教育におけるこれら重要なガバナンス領域が教員のコントロールの外にある限り、教職という職業は制限された開発状態にとどまるであろう。

教職に完全な専門職的地位を与えるために、本委員会は州規模の自己規制的組織、すなわち教員協会の創設を提案する。当該協会は教育実践基準を決定し、新任あるいは現職の教員資格を規定し、新任及び現職の専門性の開発双方に関する教員養成プログラムの認可を与えることについて責任を有する。協会の会員の過半数は同僚教員によって選ばれた専門職教員であるべきだが、一般、すなわち非教育者からも相当数の代表を含むべきである。メンバーシップに関するより完全な詳細は、教育の提供者と消費者間の調和を達成することを目的として、州教育省と教育に関する利害関係者によって決定されるべきである。(RCL, 1994, pp. 282-283)

こうした認識の下、RCL 報告書では提言 58 として「委員会は、教職に関する専門職自己規制団体としてのオンタリオ州教員協会の設置を提言する。協会の権限・義務・メンバーシップに関しては、法律で規定する。協会は専門職基準の決定や免許制度、教員養成プログラムの認可に関して責任を有する。専門職教育者が協会のメンバーシップの過半数を占めるべきであるが、コミュニティ一般からの相当程度の代表性も確保すべきである。」(RCL, 1994, p. 284) と勧告している。要点としては、教員が自ら教職そのものの専門性開発に対して主体的であるためには、教員自らが学部レベルでの教員養成プログラムや免許取得後の資格取得プログラムなどを提供する機関の認可権限を有していなければならないということ、つまり教員が専門職たるためにはその意味で「自己規制的」でなければならないのであり、そのための組織として教員組合とは設置目的を異にする、いわば「教職に関する教員自治」を実現するための組織として、教員協会を創設する必要があること、「教職に関する教員自治」組織であるからメンバーシップの過半数は教員で占められなければならないこと、等を提案しているとまとめることができる。

RCL 報告書が公表された翌年の 1995 年には政権交代が起こり、進歩保守党 (Progressive Conservative Party: PC) (以下、「前 PC 政権」) が政権を担うこととなった。そしてその翌年の 1996 年に、前 PC 政権は「1996 年オンタリオ州教員協会法 (the Ontario College of Teachers Act, 1996, S.O. 1996, CHAPTER 12)」

(以下、「OCT 法」) を制定し、翌 1997 年に OCT が創設された。

(2) 設置目的

OCT 法 2 条は(1)において当該協会の名称を OCT とすること、(2)において OCT が法人であること、(3)において本法及び規則によって特定されている場合を除いて会社法 (Corporation Act) や会社情報法 (Corporate Information Act) の適用は受けないこと、を規定している。2018 年からの現 PC 政権下で改定された現行法では、本条に(4)「協会は国王の代理人ではない (The College is not an agent of the Crown.)」という規定が追加されている。その上で OCT 法 3 条(1)は OCT の目的として、以下の 11 の事項を列挙している。

- ① 教育専門職を規制し、その会員をガバナンスすること。
- ② OCT のメンバーシップのための資格を策定・設定し、維持すること。
- ③ 中等後教育機関によって提供される専門的教員養成プログラムを認可すること。
- ④ 中等後教育機関その他の機関によって提供されている現行教員養成プログラムを認可すること。
- ⑤ OCT 資格登録のための証明書を発行し、更新し、修正し、一時停止し、取消し、無効にし、回復させること。
- ⑥ OCT 会員に継続中の教育を提供すること。
- ⑦ OCT 会員に適用される専門職基準・倫理規準を策定し、実施すること。
- ⑧ OCT 会員に対する苦情を受け、これを調査し、事態に対処するための懲戒や適性を処理すること。
- ⑨ OCT メンバーシップに求められる証明書に追加的な資格証明書、例えば指導監 (supervisory officer) としての資格証明書 (を含むが、これに限定はされない) につながる教育プログラムを開発し、提供し、認可し、そうした追加的証明書を発行し、更新し、修正し、一時停止し、取り消し、無効にし、回復させること。
- ⑩ OCT 会員の代わりに大衆とコミュニケーションをとること。
- ⑪ その他規則によって規定された追加的機能を果たすこと。

オンタリオ州では、この四半世紀の間、1995 年から 2003 年までは PC が、2003 年から 2018 年まで自由党 (Liberal Party) が、2018 年から現在までは再び PC が、それぞれ政権与党となってきた。そして政権交代の度に改革の対象とされてきたのが OCT であり、OCT 法も幾度となく改定され、OCT 法に基づいて制定されている各種規則も多くの改廃を繰り返してきた。しかし OCT の目的を規定した 3 条(1)については、改定されていない。つまり、政権交代の如何を問わず、OCT の設置目的は、法文上では、変わっていないということになる。

2. OCT の歴史

表 1 は、発足以来現在までの OCT 関連主要事項の年表である。設置年である 1997 年は言及される事項が多いが、それ以降の記述は減少している。また、2006 年に「倫理基準」と「実践基準」を改訂し、また OCT 法を改定して評議会において教員を代表する委員数を 6 名増加させるなど、自由党への政権交代の影響が見られる。同様に、2018 年に OCT ガバナンス改革が提言されているところは、現 PC 政権への政権交代によるところが大きい。

表1 OCT年表

年	事項
1994	RCL 報告書「学ぶことを好きになるために」が、教員自らが自らの職業を規制することを勧告。
1996	オンタリオ州政府が7月5日にOCT設置のためのOCT法を公布。
1997	<p>OCTが5月20日に発足。初年の実績は、次の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 165,000名分の会員の記録が州教育省から移管される。 ・ 公費運営学校教員の登録開始。 ・ 州政府との協力の下、専門職不正行為規則（Professional Misconduct Regulation）を策定。 ・ オンタリオ州の教員養成プログラムをレビューするためのパイロット・プロジェクトの実施。 ・ 教員の欠員予測に基づき、「教員採用・更新に関する教育相特別委員会（Minister's Task Force on Teacher Recruitment and Renewal）」と共同して州内教員養成プログラムに1,500名分の枠を追加。 ・ 機関誌「Professionally Speaking (Pour Parler Profession)」を創刊。 ・ 「教育の質改善法（Education Quality Improvement Act）」によって提示されたように、無免許の教員を配置することなくオンタリオ州の教育の質の確保を達成。
1998	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一回目の懲戒聴聞（disciplinary hearing）を実施。 ・ 全ての申請者に犯罪歴（criminal record）確認を実施。
1999	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「教育専門職のための実践基準（Standards of Practice for the Teaching Profession）」をOCTの内規化。 ・ 新採教員に対する言語能力要件（英・仏）と犯罪歴確認を導入。
2000	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査報告書「教育専門職におけるコンピテンシーの維持・保証・証明（Maintaining, Ensuring, and Demonstrating Competency in the Teaching Profession）」を州政府に提出。 ・ 「性的な虐待と不正行為に関する専門職上の不正行為（Professional Misconduct Related to Sexual Abuse and Misconduct）」を公布（2019年に改訂）。 ・ 「教育専門職のための倫理基準（Ethical Standards for the Teaching Profession）」を内規化。
2001	<ul style="list-style-type: none"> ・ OCTは教職経験を辿るための5か年プロジェクトを開始、政策文書『専門職への成長（Growing into the Profession）』へ。
2002	<ul style="list-style-type: none"> ・ オンタリオ州の全ての教員養成プログラムを認可する責任がOCTへ。
2003	<ul style="list-style-type: none"> ・ ジョセフ・W・アトキンソン教員養成優秀者奨学金（Joseph W. Atkinson Scholarship for Excellence in Teacher Education）を創設。 ・ 評議会委員の電子選挙を初めて実施。コスト50%削減を達成。
2004	<ul style="list-style-type: none"> ・ 男性教員数が少ないことを示す文書『ジェンダー格差を縮めるー男性を教職に魅きつけるー（Narrowing Gender Gap: Attracting Men to Teaching）』を公表。 ・ 教員資格レビューを立ち上げ。 ・ LASI World Skills, Skills for Change, オンタリオ州教員組合（Ontario Teachers' Federation）と共同で、移民が教員免許を取得することと教職に就くことを支援する「『オンタリオ州で教える』パートナーシップ（Teach in Ontario partnership）」を開始する。
2006	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先住民コミュニティへの関与を大幅に増大。 ・ 「倫理基準」と「実践基準」を改訂。 ・ 評議会委員数を6名増加させ、教員枠に。 ・ OCT法改正。
2008	<ul style="list-style-type: none"> ・ OCTの登録実践と手続きに関する2年間のレビュー結果を公表。
2009	<ul style="list-style-type: none"> ・ オンタリオ州労働移動法（Ontario Labour Mobility Act）が発効。カナダのどの州で免許を受けた教員も追加的なトレー

	<p>ニングや評価なしでカナダの他の州でも教員をすることができるようになる²。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会員数が 225,000 名に増加。
2010	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最初の『公平な登録実践報告書 (Fair Registration Practices Report)』を公表。以降、毎年改訂。 ・ 「オンタリオ州免許取得済み教員指定 (Ontario Certified Teachers designation)」を導入。 ・ 免許取得に際しての 1 年の教職経験要件を削除。 ・ 評議会委員のパトリック・ルサーージュ (Patrick LeSage) 前オンタリオ州上訴裁判所裁判長 (former Chief Justice of the Ontario Superior Court) とリン・マホーニー (Lynn Mahoney) 前ゴーリング・ラフルール・ヘンダーソン有限責任事業組合協力者 (former partner at Gowling Lafleur Henderson LLP) に OCT の調査と懲戒に関するすべての実践と手続きのレビューを依頼。
2012	<ul style="list-style-type: none"> ・ ルサーージュ報告書 (LeSage Report) が 49 項目を提言。その半数以上は次のような州法令の加筆修正を要する。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ より早く懲戒聴聞に関する情報を利用可能とする。 ✓ 懲戒結果をより早く報告する。 ✓ 教育委員会や警察その他の関係者とより多くの情報を共有する。 ✓ 専門職上の不正のため有罪とされたものの氏名を公表する。

² オンタリオ州労働移動法第 9 条(1)は「規制された職業においてオンタリオ州の規制当局に免許を申請している個人が既に同じ職業においてオンタリオ州外の規制当局によって免許を受けている場合、本条が適用される。」とした上で、同条(2)では「オンタリオ州の規制当局は、規制された職業において個人に免許を与える条件として、個人がいかなる具体的な追加的訓練や経験、審査や評価をも受けたり有したりすることを求めないものとする。」と規定し、同法の別表 1 にある「非政府規制当局」一覧に OCT 及びその根拠法として OCT 法が記載されている。即ち、オンタリオ州労働移動法において「規制された職業」に公費運営学校の教員が、「オンタリオ州の規制当局」に OCT が、それぞれ含まれることになる。但し、表 1 の当該箇所では上記のように記載されている (The Ontario Labour Mobility Act, 2009 becomes law, allowing teachers certified in any Canadian jurisdiction to teach elsewhere in Canada without additional training or assessment.) が、同法はオンタリオ州の規制当局に関してのみ規定したものである。州法がその他全州を拘束するようなことは通常無いため、表 1 の当該箇所の記述の真偽については他州の法律を確認する必要がある。他方で OCT ウェブサイトの他のページ (<https://www.oct.ca/becoming-a-teacher/requirements/canadian-certified-teachers>, 2022 年 1 月 10 日採取) では、「2009 年オンタリオ州労働移動法に基づき、カナダ国内のどの州や準州で免許を取得した教員も、オンタリオ州で免許を受けることができる (Under the Ontario Labour Mobility Act, 2009, teachers certified in any Canadian province or territory can also get certified in Ontario).」とある。ここにはカナダ国内のどの州・準州で教員免許を得た者でもオンタリオ州で免許を得ることができるとは書いてあるが、オンタリオ州で教員免許を受けた者が「オンタリオ州以外カナダ国内のどこでも (elsewhere in Canada)」教員になれる、ということは読み取れない。なお、加藤 (2018) によると、オンタリオ州政府は 2007 年に他州や外国で資格を得た労働者 (移民を含む) の雇用を促進するために「公平さを実現する事務局 (Office of the Fairness Commissioner: OFC)」を設置したが、OFC が公表した 38 団体の中で構成員が一番多いのが公立学校の教員であるという。OFC のウェブサイト (https://www.fairnesscommissioner.ca/en/Professions_and_Trades/Pages/default.aspx, 2022 年 1 月 10 日採取) によると、OFC は「2006 年被規制専門職及び要資格職業フェアアクセス法 (the Fair Access to Regulated Professions and Compulsory Trades Act, 2006, S.O. 2006, c. 31)」が根拠法とされ、同法によってカバーされる団体数は 2022 年 1 月時点で 40 団体となっており、OCT も名を連ねている。ところで加藤は、教員は OFC による審査への応募者及びそこでの合格者双方において多いとして、その理由を「一般的にオンタリオ州において教員はそれほど高い人気のある仕事ではないとされるので、合格率をあげて人材を確保するという州政府の人事方針があるものと推察される」(235 頁)としている。確かに 1995 年から 2003 年までの前 PC 政権下では、教員への管理統制が強化されたこともあり教員不足の傾向が見られたが、2003 年から 2018 年まで続いた自由党政権は教員の専門性を尊重する政策を推進したため、教職の人気が高まり教職希望者が増加し、結果として教職に就くのが困難な状況を現出させた (平田, 2020d)。しかし 2018 年から現在に至る現 PC 政権は再び教員への管理統制を強化しているため、教員不足の兆しがみられるという (筆者が E メールでコンタクトをとったある教員組合から得た情報である。組合名および個人名はここでは伏せる)。つまり、実は加藤が「推察」するようには一概には言えないのであり、オンタリオ州における教職の人気はその時々政権の教員政策に左右される傾向にあるということが指摘できるだろう。そしてそれは、政権交代によってそれだけ教員政策が激しく揺れているのがここ 30 年のオンタリオ州の現実である、ということだろう。

	・ 会員数が 235,000 名に増加。
2015	・ 『教員養成プログラムの改善 (Enhanced Teacher Education Program)』の一部として教員養成プログラムの要件を2セメスターから4セメスターに延長し、80日間の実習を追加。
2016	・ 政府は法案37「児童生徒保護法 (Protecting Students Act)」を提示。同法案は、会員が性的虐待や児童ポルノ行為で有罪とされた場合に当該会員の教員免許を失効させるための新たな要件や、OCTのウェブサイトや機関誌に懲戒委員会の決定に関する情報を公表することなど、OCTの懲戒プロセスに関する新たな要件を定めている。
2017	・ 児童生徒保護法を施行。
2018	・ OCT内のガバナンス委員会 (Governance Committee) からの要望で、OCTはそのガバナンス構造に関する独立調査を実施し、37項目の提言を公表した。
2019	・ 「安全で支援的な教室法 (Safe and Supportive Classroom Act)」が国王の裁可を得る。本法は教員免許の失効に結果する性的虐待行為の定義の拡大、新採教員への新しい数学能力テストの導入、OCTのガバナンス・レビューを支援する変更、等を含む。
2020	・ 法案229「COVID-19からの保護・支援・回復法 (予算措置) (Protect, Support and Recover from COVID-19 Act (Budget Measures))」が国王の裁可を得る。
2021	・ 第8期評議会からの勧告の多くを反映した法案229からのガバナンスの変更が公布され、OCTの選挙ベースのガバナンス・モデルを能力ベースの任命プロセスへ変更した。政府はこの変更プロセスを監督するために、移行指導監 (Transition Supervisory Officer) を任命。

出典：<https://www.oct.ca/about-the-college/what-we-do/college-history> (2021年9月29日採取) の記述から筆者作成。

3. OCTの組織構造

(1) 組織概要

2018年に自由党 (Liberal Party) から政権を奪取した現PC政権は、政権獲得直後にはOCTガバナンス改革に乗り出したが、その中心的論点はOCTの統治機関である評議会 (Council) のあり様に置かれている。簡潔に言うと、自由党政権下の評議会は、OCT会員である教員によって選出される「教員選出委員」23名、政府により一般人から任命される「政府任命委員」14名、計37名から構成されていた。OCTは「教員の専門職的自己規制機関」であるため、その統治機関である評議会の過半数が教員により選出される教員委員によって占められるというのは、RCL報告書に沿ったものでもあり、ある意味の当然ではあった。しかし現PC政権は2021年2月にOCT法を改定し、評議会の構成として、評議会がOCT会員である教員から任命する「教員委員」9名、政府が非会員の一般人から任命する「非教員委員」9名の計18名となった。つまり、この法改定により教員の代表を教員が選挙で選ぶという民主的手続きが廃止され、同時に教員代表が過半数を占められなくなるなど、OCTの「教員代表性」が著しく後退することになった。そのうえで政府は、2021年2月から1年間をOCTガバナンス改革移行期間とし、2018年に任期切れの第8期評議会の後の第9期評議会委員の選挙を中止し (OCT, 2020)、現在評議会委員は空席のまま、評議会の職務を代行するものとして「移行指導監」が置かれている。移行期間を終えた後は、移行指導監が新たな委員を選任する形で評議会が再開されることになる³。つまり、上述の通り評議会の教員委員9名は評議会が任命することになっているが、移行期間終了直後の評議会委員は、政府任命の移行指導監によって任命されることになっており、残り9名を占める非教員委員は政府が直接任命

³ <https://www.oct.ca/public/media/announcements/college-begins-transition-to-new-governance-structure> (2021年10月1日採取)。

することになっている。つまり、現在の OCT ガバナンス改革においては、OCT の「教員の専門職的自己規制機関」としての性質が後退し、政府の管理統制が強化される恐れがある。



図 1 OCT 組織図

出典：<https://www.oct.ca/about-the-college/what-we-do/organizational-chart> (2021 年 9 月 29 日採取)。

図 1 は、2021 年 10 月時点での OCT 組織図である。組織図の頂点には、評議会及び移行指導監があり、その指揮下に OCT 事務運営組織が配列されている。OCT 法 4 条は、OCT のガバナンス機関及び理事会 (board of directors) であり、OCT の事務を管理監督するものとして、評議会を設置することとして

いる。評議会会議は少なくとも年に4回開催されること(8条)、職員の中から登録官(Registrar)を1名、副登録官(deputy registrars)を1名かそれ以上任命すること、登録官は最高経営責任者(chief executive officer: CEO)を兼務すること、登録官か副登録官のうち1名のどちらかは英語とフランス語に堪能でなければならないこと(以上9条)が定められている。また、OCT法12条は「教育相の権限」として「協会の活動をレビューし、報告書や情報を提供するように協会に求めること」や、「本法の趣旨を実行するのに必要あるいは助言的であると教育相が考えるとき、協会に如何なることを実施することも求めること」、「協会に規則の制定・改正・廃止を求めること」等が可能であり(1)、協会はそうした教育相からの求めに対しては、「教育相によって特定された時間内と方法で従うこと」とされており、「そのことについて教育相に報告すること」と(2)とされている。

組織運営構造としては、評議会及び移行指導監の下に登録官オフィス(Office of Registrar)があり、登録官兼CEOと副登録官が位置づけられている。現在移行指導監に任命されているのは、前オンタリオ州司法副長官(Deputy Attorney General)のポール・ボニフェロ(Paul Boniferro)である⁴。OCT法において評議会はOCTのガバナンス機関と位置づけられているため、そこで意思決定された事項を執行する際の責任者が登録官兼CEOということになる。登録官オフィスから左に伸びているのが「Legal & HR (Human Resources) (法務・人的資源部)」, 右に伸びているのが「Finance (財務部)」である。登録官オフィスの下に「Corporate and Council Services (法人・評議会部)」, 「Membership Services (メンバーシップ部)」, 「Investigation & Hearings (調査聴聞部)」, 「Standards of Practice and Accreditation (実践・認可基準部)」がある。法人・評議会部はOCTの運営全般に関わる部署であり、組織全体の政策立案等にも関わる。メンバーシップ部は主に会員のデータ管理を、調査懲戒部は会員の懲戒手続きに関わる事項を、専門職基準・認可部は教員養成プログラムやAQコースの課程認定を、それぞれ担当している⁵。

(2) 制定法委員会と規則委員会

OCT法15条では委員会(Committees)に関する規定が設けられているが、前PC政権及び自由党政権下のOCT法では「評議会は、次の委員会を設置するものとする(The Council shall establish the following committees)」とされ、委員会としては役員会(Executive Committee), 調査委員会(Investigation Committee), 懲戒委員会(Discipline Committee), 登録上訴委員会(Registration Appeals Committee), 適性判定委員会(Fitness to Practise Committee)の5つの委員会の設置が義務付けられていた。他方で、現PC政権下の2021年に改定された現行法では、委員会の中から役員会が削除されており、また「以下の委員会が設置されている(The following committees are established.)」とした上で役員会以外の4つの委員会が列挙されている。その上で、現行法1条(定義)において、これら4つの委員会と、15条1に規定されている「委員長裁定機関(Adjudicative Body of Chairs)」を加えて5つを、制定法である現行法に直接規定されているという意味で「制定法委員会(Statutory Committees)」としている。また、同じく現行法1条には「制定法委員会」とは別に、「認可委員会(Accreditation Committee)」, 「認可上訴委員会(Accreditation Appeal Committee)」, 「実践教育基準委員会(Standards of Practice & Education Committee)」, その他評議会によって設置される委員会を、設置根拠が規則上の規定という意味で「規則委員会(Regulatory Committees)」と呼称することが規定されており(制定法たるOCT法で言及はされているが、「用語の定義」として「規則委員会とは」に続けて認可委員会等が言及されているに過ぎず、OCT法に根拠規定が

⁴ <https://www.oct.ca/public/media/announcements/college-begins-transition-to-new-governance-structure> (2021年11月12日採取)。

⁵ <https://www.oct.ca/about-the-college/what-we-do/organizational-chart> (2021年9月29日採取)。

あるわけではない), それは 15 条(7)において「評議会は, 評議会がその時に応じて必要と考えるその他の委員会を, 規則によって設置することができる」と根拠づけられている。制定法委員会や規則委員会の構成等については, 「オンタリオ州規則 563/21 総則 (Ontario Regulation 563/21 General)」(以下, 「総則規則」)に規定されている。また内規 (Bylaws)⁶においては, 常設委員会 (Standing Committees) として財務委員会 (Finance Committee) と実践教育基準委員会, 規則委員会として認可委員会, 認可上訴委員会を, 特別委員会 (Special Committee) としてガバナンス委員会 (Governance Committee), 人的資源委員会 (Human Resources Committee), 質保証委員会 (Quality Assurance Committee), 及びその他臨時委員会 (Ad Hoc Committee) について, その構成や権限事項等について規定している。OCT 会員は総則規則 15 条(1)にある資格を満たしている場合, これら委員会の委員に立候補することができる。委員の任期は 2 年である (16 条(1))。各委員会には当該委員会委員の中から「選考指名小委員会 (Selection and Nomination Committee, 後述)」の勧告を考慮した上で, 委員長と副委員長が 1 名ずつ評議会によって任命される (19 条(1)・(2))。任期はそれぞれ 1 年である (19 条(3))。

4. OCT の主要な活動

以上, OCT の組織概要を見てきたが, それでは OCT は具体的にはどのような活動を行っているのだろうか。OCT 年次報告書 (Annual Report) の最新版である 2020 年版 (OCT, 2020) には, 以下の委員会の活動報告が掲載されている (アルファベット順)。そのうち, 前節で言及した制定法委員会や規則委員会, その他委員会として設置に関する規定がある委員会と重複するものには網掛けをしておく。

- ・ 認可上訴委員会 (Accreditation Appeal Committee)
- ・ 認可委員会 (Accreditation Committee)
- ・ 編集委員会 (Editorial Board)
- ・ 役員会 (Executive Committee)
- ・ 財務委員会 (Finance Committee)
- ・ 人的資源委員会 (Human Resources Committee)
- ・ 調査委員会・懲戒委員会・適性判定委員会 (Investigation Committee, Discipline Committee & Fitness to Practise Committee)
- ・ 質保証委員会 (Quality Assurance Committee)
- ・ 登録上訴委員会 (Registration Appeals Committee)
- ・ 実践教育基準委員会 (Standards of Practice & Education Committee)
- ・ 運営委員会 (Steering Committee)

2020 年版年次報告書は OCT 法が現行法に改定される前に刊行されたものであるため, 現行法 15 条 1 に新たに規定された「委員長裁定機関」の活動に関する報告は掲載されていないなど, 活動内容については未だ確定的ではない部分もある。他方で, OCT 法及び OCT 法下で制定された各種規則における規定や, 図 1 及び 2020 年版年次報告書にある各種委員会の活動内容を見てみると, OCT の活動は主要次の 5 領域に分類することができよう。即ち, ①「教員免許や資格・メンバーシップの認定及びそのデータの管理」, ②「教員としてのスタンダードの運用と不服申立てへの対応」, ③「教員養成プログラムや

⁶ <https://www.oct.ca/about-the-college/what-we-do/legislation-regulations-and-bylaws/college-bylaws> (2021 年 11 月 21 日採取)。

AQ コース・プログラムの認可」, ④「広報」, ⑤「組織運営」である。それらの中で, ⑤はあらゆる組織が必要とするものであり, ④は特に公的機関としてはアカウントビリティを果たすために不可欠な機能であるため, OCT に特有というわけではない。つまり, 教員の自己規制的組織としての OCT の活動の特徴づけるのは①②③ということになる。RCL 報告書も, 教員の自己規制的組織が管轄すべき事項として, 「当該協会は教育実践基準を決定し, 新任あるいは現職の教員資格を規定し, 新任及び現職の専門性の開発双方に関する教員養成プログラムの認可を与えることについて責任を有する」(RCL, 1994, p. 283) として, これら 3 点に特に言及している。そこで以下では, ①②③について検討していくこととする。

(1) 教員免許・資格・メンバーシップの認定及びそのデータの管理

冒頭で述べた中教審『新まとめ案』が教職員支援機構に担わせることを提案している機能が, これであろう。日常的な事務作業は図 1 のメンバーシップ・サービスが担当し, 免許や資格の登録に際して疑義がある場合に, 登録上訴委員会で検討するということになる。

メンバーシップに関しては, OCT ウェブサイト⁷には, OCT の年会費や会員サービス, 各種手続き等が説明されている。まず会員登録等はすべてオンラインで行うことが基本となっており, 登録した後の諸手続き, 例えば個人情報(住所, 電話番号, E メールアドレス, 雇用者情報等)の更新, 会費納入履歴, 会員証の印刷及びダウンロード⁸, 退職願⁹の提出, 教員免許状の閲覧および印刷, 納税受領書の印刷, 会費の納入, 等はすべてオンラインで行うのが原則となっている。多くの会員サービスは有料で提供されることとなっており, まず会員登録に際しては, オンタリオ州で教員養成を受けた教員は登録料 140 ドル¹⁰, オンタリオ州以外で教員養成を受けた教員については登録料 140 ドルと評価料 222 ドルの計 362 ドルが必要となる。年会費は 170 ドル¹¹で, 毎年 1 月 1 日までに支払う必要があるが, 4 月 15 日までは納金可能となっている。会員を継続するためには 4 月 15 日までに OCT が受領していないとならない。給与天引きの場合, 2 月 5 日までに OCT に送金されていなければならない。復職や失効したメンバーシップの再発行には, 年会費に加えて 130 ドル支払う必要がある。OCT ウェブサイト¹²には年会費の使い道についても情報が提供されており, 年会費 140 ドルのうち 10.53 ドルは評議会及び委員会の経費に, 設備費に 9.46 ドル, 登録官オフィス経費に 9.23 ドル, 会員及び申請者サービス経費に 23.09 ドル, 広報に 22.65 ドル, 実践基準及びプログラムの認可にかかる経費として 14.69 ドル, 人件費や政策開発費などの法人経費として 37.11 ドル, コンピュータ設備の購入費など固定資産経費に 3.09 ドル, 調査・聴聞費として 40.15 ドルとなっている。各種証明書の発行は 24 ドル程度になっている(証明書によって多少異なる)。

登録手続きは, 次のとおりである¹³。まず, 登録申請者はオンタリオ州の公費運営学校で教員となる資格を有している必要がある。教員資格要件¹⁴の内容について検討することは本稿の目的からは逸れるので詳述はしないが, OCT への登録に際しては, オンタリオ州内で教員養成プログラムを修了した者,

⁷ <https://www.oct.ca/members> (2021 年 10 月 27 日採取)。

⁸ OCT がダウンロードには料金はかからないが, OCT によって作製された会員証等一式を購入する場合, 25 ドルかかる。 <https://www.oct.ca/members/college-fees> (2021 年 11 月 5 日採取)。

⁹ オンタリオ州には, 教員の定年退職制度はない。

¹⁰ ここでの通貨はすべてカナダドルであり, 価格はすべて税込みである。

¹¹ 年会費は 2002 年時は 102 ドル, 2011 年には 120 ドルであった。

¹² https://professionallyspeaking.oct.ca/publications/professionally_speaking/2020-03/2020-03-Your-Fees-at-Work-PS.asp (2021 年 10 月 27 日採取)。

¹³ <https://apps.oct.ca/OLR/Template.aspx?action=rege> (2021 年 11 月 17 日採取)。

¹⁴ (平田, 2020a) を参照されたい。

オンタリオ州以外のカナダ国内で教員養成プログラムを修了した者、カナダ国外で教員養成プログラムを修了した者など、教員養成プログラムをどこで修了したかによって、異なるガイドラインがウェブサイト上に準備されている。また、K-12の普通教員免許、技術系教科の教員免許など学年段階や教科といった基準の他に、ファーストネーションズ (First Nations) やメイティ (Métis/Métis), イヌイト (Inuit) の出自を有する大学での学位を取得していない者がプライマリー (Primary, K-3 年生) 及びジュニア (Junior, 4-6 年生) での登録申請をする場合の要件、先住民言語教員としての登録申請をする場合の要件など、多様な基準ごとにガイドラインが用意されている。こうした各基準に基づく資格要件を満たしたうえで実際に登録の手続きに入ることになる。

申請手続きは基本的にオンラインで行われる。申請に際しては、個人情報 (現在及び過去すべてのフルネーム)、住所、その他本人を確認できる情報)、修了した教員養成プログラムに関する一般的情報 (免許の種類やどこで教員養成プログラムに入学あるいは修了したか) 及び教育実習を含む詳細情報、取得した免許・資格の詳細、以前に取得した教員資格や教職経験の詳細情報、等が求められる。申請者は一連のオンライン手続きの中でパスワードを設定することを求められ、それによって申請者には申請者番号が付与される。申請者番号は申請が認められたのちの登録者番号となる。申請者はパスワードや申請者番号を用いてオンライン上の自らの入力情報にアクセスすることができるようになる。申請書の入力は一回で行う必要はなく、オンライン上に入力事項を保存しておけばログアウトした後に再度ログインして入力作業を再開することもできる。これら情報を入力したうえで、自らが教員免許を得る適格性を有する旨の宣誓を完了させる (いくつかの質問に Yes/No で答えることになっている)。そして申請者が入力した情報の概要 (summary) が表示され、申請書の提出及び申請費用の支払いを行うことになる。オンラインで申請書を提出し、OCT が申請費用を受領してから約 10-15 営業日をかけて OCT が入力事項をレビューし、申請手続きに必要な文書のリストが作成される。文書の種類によっては、発行機関から直接 OCT に送付することが求められる。例えば学位取得証明書などは、申請者が学位授与機関に当該証明書を OCT まで直接郵送するよう依頼することになる。申請者が自ら OCT に直接送付しなければならない書類としては、出生証明書 (birth certificate) と犯罪履歴 (criminal record check, 前科がないことの証明書) がある。そして、「申請進捗状況ページ (Application Status Page)」において、OCT が受領したあるいは未受領の文書リストやその他の提出が求められる追加情報のリストを閲覧することができるようになる。審査の進捗状況はこのページで申請者に伝えられることになっているため、円滑に手続きを進めるために申請者は当該ページを定期的に確認する必要がある。これらすべてを審査の上で OCT が申請者に適格性ありと判断した場合、申請者は年会費を支払うことを求められることになる。年会費の支払い方法は E メールで通知される。これにて登録申請が認められたということになる¹⁵。

また、会費未納や退職のため会員資格が一時停止している場合、復会費 130 ドル+年会費 170 ドルを支払うことで会員資格を復活させることができる。また、教員資格の有効期限が切れた場合や非懲戒的理由により OCT を退会した場合でも、再申請することができる。しかし、教員免許が教育相により一時停止あるいは失効させられた場合、OCT により取り消された場合、懲戒的理由により OCT を退会した場合は、再申請前に OCT の調査聴聞部に照会することが求められる¹⁶。

各種登録申請が受け入れられなかった場合、あるいは教員資格規則 18 条に基づいて資格登録免許状に付された期間や条件、制約 (term, condition or limitation: TCL) について不服がある場合、申請者は登

¹⁵ オンライン登録については、YouTube に説明動画がアップされている。
<https://www.youtube.com/watch?v=V0aoL3K6wFQ> (2021 年 11 月 18 日採取)。

¹⁶ <https://www.oct.ca/en/becoming-a-teacher/applying/reapplying> (2021 年 11 月 18 日採取)。

録上訴委員会に上訴することができる。OCT ウェブサイト¹⁷によると、まず上訴費用として 99 ドルが必要である。上訴申請はオンラインでも可能であるが、「レビュー・リクエスト・フォーム (Review Request Form)」をダウンロードし必要事項を記入の上、郵送で行うこともできる。登録申請が退けられた場合、通知を受け取ってから 60 日以内に上訴申請を行わなければならない。免許状に TCL が付されている会員の場合、特に上訴申請期間は設定されていないが、免許状の有効期間内に申請しなければならない。登録上訴委員会は申請を受けてから 120 日以内に決定を下すことになっている。上訴申請が受理された場合、登録上訴委員会は審査の対象となるすべての資料のコピーを申請者に送付し、申請者は 45 日以内にすべての資料が正確であることを確認し、自らの立場を補強するための追加資料を提出することができる。審査プロセスは、通常上述の資料を基に進められるが、登録上訴委員会に口頭によるプレゼンテーションの機会を求めることもできる¹⁸。

免許状登録に関する決定が登録官によってなされ、申請者が当該決定に対する上訴を求めたとき、登録上訴委員会は登録官に対し次のいずれかを指示することができる。即ち、免許状を発行する、申請者が規則に特定された要件を満たしている場合に免許状を発行する、特定の TCL を付した免許状を発行する、免許状の発行を拒否する、である。また、OCT 会員が免許状に付された TCL を削除しよう上訴した場合、当該委員会は次のいずれかの命令を下すことができる。即ち、申請者の上訴を退ける、登録官に期間・条件・制約等を取り除くよう指示する、免許状に特定の TCL を付すよう登録官に指示する、である。つまり、登録上訴委員会の職務は、一方で登録官が教職のためになす決定における公的信頼を維持しつつ、もう一方で申請者が公正に取り扱われることを保証することである (OCT, 2020)。

2020 年に登録上訴委員会が受けた上訴は 18 件であり、そのうち 10 件は免許状に TCL が付された会員からのものであり、3 件は免許状の発行を拒否された申請者からのものであった。OCT による再評価の結果、4 件は上訴が撤回され、1 件は本委員会の管轄外のものであった。また、2020 年に登録上訴委員会の会議は 13 回開かれ、2019 年から継続審議されていた件を含めて 12 件の決定を下した。上訴の理由としては、免許状に付された TCL に関するものが 10 件、教員養成プログラム要件を満たしていなかったものが 1 件、言語能力要件を満たしていなかったものが 1 件であった。これらに対する決定としては、原判断支持が 10 件、修正 2 件であり、原判断が覆ったケースはなかった (OCT, 2020)。

(2) 教員養成プログラム及び AQ コース・プログラムの認可

プログラムの認可については、OCT 法に基づき制定されている「オンタリオ州規則 347/02 教員養成プログラムの認可 (Ontario Regulation 347/02 Accreditation of Teacher Education Program)」(以下、「認可規則」)に規定されている。同規則では、第 3 章 (Part III) 8 条から 22 条までが教員養成プログラムの認可、第 4 章 (Part IV) 23 条から 34 条までが AQ プログラムの認可、第 5 章 (Part V) 39 条から 46 条までが不服申立てについて、それぞれ規定している¹⁹。

¹⁷ <https://www.oct.ca/becoming-a-teacher/applying/appealing-registration-decisions> (2021 年 11 月 17 日採取)。

¹⁸ <https://www.oct.ca/becoming-a-teacher/applying/appealing-registration-decisions> (2021 年 11 月 18 日採取)。また、口頭によるプレゼンテーションについて詳細についてはガイドラインが作成されている。<https://www.oct.ca/-/media/PDF/Appealing%20Registration%20Decisions/2019%2008%2022/2019RACCCommitteeGuideforOralPresentationsENPUBLISH.pdf> (2021 年 11 月 17 日採取)。詳しくはこちらを参照されたい。

¹⁹ OCT 刊行の『認可リソースガイド (Accreditation Resource Guide)』では、法令の規定をわかりやすく解説している。https://www.oct.ca/-/media/PDF/Accreditation%20Resource%20Guide/Accreditation_Resource_Guide_EN_WEB.pdf (2021 年 12 月 17 日採取)。

① 教員養成プログラムの認可

教員養成プログラムについて、認可規則 9 条(1)には「専門職教育プログラムは、以下の要件を満たした場合に、本規則に基づいて認可を受けることができる」とある。「以下の要件」とは、次のように規定されている。

1. 当該プログラム提供者は研究機関である。
1. 1 当該プログラムは、本規則 1 条(2)2.v²⁰に規定する実践経験を含めて、4 セメスターである。
2. 当該プログラムは、明確に表現された概念枠組みを有している。
3. 当該プログラムのデザインは、次の事項と一致し、また反映している。
 - i OCT の「教育専門職実践基準」及び「教職倫理基準」
 - ii 教員養成における現在の研究
 - iii 教員養成における理論と実践の統合
3. 1 当該プログラムは、専門職教育のプログラムに在籍する学生に別表 1²¹に示すすべての要素における知識とスキルを与えることができる。
4. 当該プログラムのカリキュラムは現在のものであって、オンタリオ・カリキュラムを参照したものであり、教員養成における現在の研究を応用したものを含み、当該プログラムの免許区分と構成要素における広範な知識的基礎を表している。
5. 当該プログラムの授業内容は、理論・方法・基礎の授業を含むものであり、理論を実践に適切に応用している。
6. プログラムの形態と構造は、授業内容に適している。
7. 学生は、プログラムの最初から最後まで現在進行形で評価され、自分の進捗状況について情報提供を受ける。
8. 当該プログラムは、本規則第 1 条(2)2v に規定する要件を満たす実習を含む。
9. 実習の修得は当該プログラムの修得の要件である。
10. 当該プログラムの教育方法の授業は、その教育方法が関連する免許区分との関係において適切である。
11. 当該プログラムの教育理論及び教育の基礎に関する授業は、人間の発達と学習や、教育に関する法令及び政策に関する授業を含む。
12. 当該プログラムを担当する教員は、以下の要素を適切に併せ持つ者である。
 - i 適切な学術的資格を有する者
 - ii 教育分野における適切な経験を有する実践家
 - iii 当該プログラムの免許区分や構成要素における適切な専門性を有する者
13. 許可を得た研究機関は、当該プログラムに関連する学生記録の整合性を維持するた

²⁰ 次のような規定である。当該プログラムは「v. a minimum of 80 days of practical experience, appropriate to the format and structure of the program, in schools or in other situations approved by the College for observation and practice teaching. O. Reg. 347/02, s. 1 (2); O. Reg. 343/07, s. 1; O. Reg. 136/08, s. 1 (3); O. Reg. 182/10, s. 2 (5, 6); O. Reg. 283/13, s. 1; O. Reg. 240/14, s. 1 (2).」を含む。

²¹ 別表 1 (Schedule 1) は認可規則末尾に規定されており、「カリキュラムの知識 (Curriculum Knowledge)」として 2 項目、「教育法上及び指導上の戦略知識 (Pedagogical and Instructional Strategies Knowledge)」として 10 項目、「指導上の文脈に関する知識 (Teaching Context Knowledge)」として 6 項目を挙げている。(森本, 2019) において訳出されているので、参照されたい。

めの適切な内部統制を維持する。

14. 許可を得た研究機関は、当該プログラムの継続的改善や質保証に関与し、当該プログラムが既存のプログラムの場合、その関与を例証する方策を実施している。
15. 当該プログラムは、当該プログラムとの関連において助言的あるいは連携的に機能する教員養成助言委員会あるいは類似の組織を有する。

また、認可規則9条(2)は、当該プログラムの実習部分の要件として、次のように定めている。

1. 実習は、学校あるいはオンタリオ・カリキュラムを使用しているその他の機関又はOCTによって承認された機関における指導的環境における観察や授業実習を含まなければならない。
2. 廃止
3. 実習は、全ての学生が以下の免許区分等に関連する環境に参加することができるものである。
 - i 本規則1条(2)1.v²²に規定する専門職教育プログラムに入学した学生にとっては、当該プログラムの教科領域である普通教育教科におけるインターメディアイト及びシニアの免許区分、当該プログラムの教科領域であるテクノロジー教育教科における9・10学年及び11・12学年にプログラム
 - ii その他すべての学生にとっては、各免許区分及び当該学生に関連する当該プログラムの教科領域のうちの少なくとも1つ
4. 経験豊富な教員が学生を指導し、実習の評価を行う。
5. 1名の学生につき1名の学部教員が助言者としてつく。

認可申請に際して、新規の場合は認可委員会に申請し、OCT内規（the College Bylaws）において定められた申請料²³を支払うこととされている（認可規則10条(1)）。OCT内規23条（Section 23）10（23.10）では、認可の審査においては現地調査が行われるため、審査員一名につき315.17ドルの旅費と303.06ドルの日当の合計（つまり315.17ドル×審査員数×調査日数）が新規認可申請料ということになる²⁴。また、認可規則10条(3)によると、新規申請に際しては、次のようなものを含むこととされている。

1. 当該プログラムが認可規則9条にある認可要件を満たす方法を示している、プログラム提供者が作成した文書による当該プログラムの自己評価報告書
2. プログラム提供者が認可済研究機関であることの確認書
3. ミッション・ステートメントやプログラムの歴史、プログラムの目標、その目標を達成するための方法など、当該プログラムの概念枠組みの説明書

²² 次のような規定である。当該プログラムは学位の授与に通じ、以下のうち1つを教えるよう準備させるものである。「v. The intermediate division and the senior division in one general education subject listed in Schedule A to the teachers' qualifications regulation, and grades 9 and 10 and grades 11 and 12 in one technological education subject listed in Schedule B to the teachers' qualifications regulation.」。

²³ <https://www.oct.ca/members/college-fees>（2021年11月19日採取）。

²⁴ <https://www.oct.ca/about-the-college/what-we-do/legislation-regulations-and-bylaws/college-bylaws#23>（2021年11月22日採取）。

4. 授業概要
5. 実習の要件
6. 教員の学術上のプロフィール
7. 教員養成助言委員会あるいは当該プログラムとの関係において助言的、連携的に機能しているその類似組織の参照期間を含む、当該プログラムに関連する提供者のガバナンス及びアカウントビリティ構造に関する情報
8. 当該プログラムで利用可能な図書館、テクノロジー・リソース、物理的設備に関する詳細情報
9. 当該プログラムに関連する研究活動に関する詳細情報
10. 当該プログラムの継続的改善と質保証のための提供者の方針と手続きに関する情報
- 10.1 登録官が指定する方法で、提供者が登録官に学生の修了時期を知らせ、当該プログラムにおける学生の学習領域に関する情報を提供するという確認書
- 10.2 登録官が指定する方法で、提供者が認識している学生の学術上の資格の特有性について登録官に知らせるという確認書
11. 当該プログラムが認可規則 9 条の認可要件を満たすかどうかを決める際に委員会が必要とするその他の情報

認可委員会は教員養成プログラムの認可の審査において、1つの申請について1つの「パネル(panel)」を立ち上げることになっており、新規申請はプログラム提供前に、提供済みプログラムは7年ごとに、それぞれ認可を受けることとなっている。ここで言うパネルとは、OCT法17条(1)に規定される「委員会パネル(Committee panels)」のことであり、委員会の権限と義務を行使することができる機関として設置することができるものである。パネルは少なくとも3名から構成され、そのうち1名はOCT法17条(4)において評議会によって作成される「適格パネリスト名簿(roster of eligible panelists)」から、その他は当該委員会(この場合は認可委員会)の委員から構成されること、パネリストの過半数は委員会委員であること、委員会委員としてパネリストとなる者の構成は、教員委員と非教員委員が同数でなければならないこととされている。「適格パネリスト名簿」に登載される資格があるのはOCT法15条2(4)(e)において選考指名小委員会が評価検討した結果として用意した指名者候補リストから評議会によって任命された委員会パネルのメンバーとして資格があると評議会が判断した者、及び政府が適当と判断した者である²⁵(OCT, 2020)。

認可規則10条に規定される申請書類を受け取った後、認可委員会の委員長はパネルに対し、OCTが発行した認可リソース・ガイドラインと一致する形で、当該プログラムが認可要件を満たしているかどうかの審査を行うことを指示することとされている(11条(1))。また、認可委員会は提出された申請書類の審査に加えて、当該プログラムの質に関する意見を提出する機会を一般に提供するものとされており(11条(3))、また現地訪問をし(11条(4))、当該プログラム長やその他の管理職、教職員に聞き取り調査を行うこともできる(12条)。パネルは当該プログラムの審査に関する報告書を作成し(13条)、認可委員会はパネル報告書を考慮に入れて認可に関する最終判断を行うこととされている(14条(1))。新規申請のプログラムに出される認可を「新規認可(initial accreditation)」といい、新規認可期間が終了した後に出される認可を「一般認可(general accreditation)」という。双方において、要件を完全に満たして

²⁵ 後者に関しては「オンタリオ州規則345/96 任命(Ontario Regulation 345/96 Appointments)」(以下、「任命規則」)4条(1)2.その他規則において定められている。

いる場合は無条件で認可が出され、要件の大部分は満たしているが完全には満たしていない場合は満たしていない要件を指定された期間内に満たすという条件付きで認可が出される。また、認可委員会が要件をほぼ満たしていないと判断した場合は、認可申請を退けることになる。認可期間（15条(1)）としては、新規認可については、教員養成プログラムにおける「併行プログラム（concurrent programs）」²⁶の場合は4年以上6年未満、「連続プログラム（consecutive programs）」²⁷の場合は2年以上3年未満とされている。一般認可の場合は、併行プログラムと連続プログラム双方ともに最長で7年、当該プログラムを提供する認可済研究機関が望む場合あるいは当該研究機関と認可委員会が合意した場合はそれより短く、それぞれ設定される。

認可の更新については認可規則18条に規定されており、登録官は認可期間が終了する前180日を遅れることなく認可済研究機関にその旨通知することとされており、当該研究機関が認可の更新を望む場合は認可期間終了前に更新申請をすることとされている。更新申請に際しては認可規則10条(3)に規定される申請書類を提出し、OCT内規によって規定された更新料を支払うこととされているが、算出方式は上述の新規認可申請料と同様である。更新審査に際しては、書類審査に加えて訪問調査を行うことともされている。

認可規則には、その他にもプログラムに追加がある場合(19条)、事情が変更した場合の審査(20条)、プログラムに変更が生じた場合の審査(21条)などについても規定されている。また、認可委員会による決定に不服がある場合、プログラム提供者は認可上訴委員会に上訴することもできる(39条(1))。

② AQプログラムの認可

AQプログラムの認可については、認可規則24条に「追加資格プログラムは、以下の要件を満たす場合に本規則に基づいて認可を与えられることができる」と規定され、次のような要件が列挙されている。

1. 当該プログラムの内容及びプログラムに入学した者に期待される成果が、OCTの「教職実践基準」、「教職倫理基準」及びOCTによって刊行されたプログラム・ガイドラインに反映されたスキルや知識と合致する。
2. 当該プログラムが、当該プログラムを修了した者の資格登録普通免許状（General Certificate of Qualification and Registration）に規定された追加資格プログラムを受講するための教員資格規則の要件を満たしている²⁸。
3. 当該プログラムのカリキュラムが、現在のものであり、オンタリオ・カリキュラムや関連する法令や政策を参照したものであって、当該プログラムの学習領域における広範な知識ベースを表している。
4. 当該プログラムの授業内容が、理論の実践への応用を適切に提供するものである。
5. 当該プログラムの様式と構造が、当該プログラムの授業内容にとって適切である。
- 5.1 当該プログラムが、登録官にとって受け入れ可能である最低125時間の作業時間から構成されている。

²⁶ 大学入学後、各専門学部での就学と同時に教員養成プログラムを受け、教員免許を取得するプログラムであり、比較的近年制度化されるようになった。

²⁷ 大学入学後まず各専門学部において学士号を取得し、その後に教育学部に入って教員免許を取得するという従来型の教員養成プログラムである。

²⁸ 「オンタリオ規則176/10 教員資格（Ontario Regulation 176/10 Teachers' Qualifications）」では、その第3章（Part III）においてAQコース受講資格などが規定されている。

6. 当該プログラムの修了レベルを決定するための公式なテストや評価メカニズムで、当該プログラムの目標を明確に表している。
7. 当該プログラムを担当する教員の過半数が、当該プログラムに関連するオンタリオ州での教職経験を有する。
8. プログラム提供者が、当該プログラムに関連する受講者記録の一体性を保持するための適切な内部統制を維持している。
9. プログラム提供者が当該プログラムの継続的改善や質保証に関与し、現在行われているプログラムである場合、その関与を例証する方策を実施している。

以上は、主に通常の教諭対象の AQ プログラムについての要件であるが、その他に、聴覚障害者あるいは聴覚障害者の受講者のプログラム (24 条 1) や管理職資格プログラム (24 条 2), 指導監資格プログラム (24 条 3) などに関する規定もある。

AQ プログラムの認可申請については、認可規則 25 条(1)において「プログラム提供者は新しいプログラムを提供する前に、プログラムの認可を登録官に申請し、OCT 内規に定められた申請費を支払うものとする」と規定されている。申請費は、OCT 内規 23.13 に基づき、99.06 ドルである²⁹。また、25 条(2)では、既に提供されているプログラムが、その特徴や期間、構成要素について大幅な変更を行う場合は、新規プログラムとみなされることが規定されている。

認可申請に際しては、教員養成プログラムの認可申請に関して認可規則 10 条(3)に定める事項のうち 1・7・10.1・10.2・11 と同様の要件を満たすことが 25 条(3)において求められている。申請が受理された後、登録官は認可規則 24 条にある要件を満たしているかを判断するために当該プログラムの審査を行うこととされており (26 条(1))、審査は次の事項を対象として行われることとされている (26 条(2))。即ち、「当該プログラムの授業概要」、「理論の実践への応用を適切に提供するものになっているかどうかを判断するため、当該プログラムの授業内容」、「当該プログラムにおける受講者の成績評価の方法と当該プログラム修了のための基準」、「当該プログラムの教材」、「当該プログラムを担当する教員の資格と経験」である。審査終了後、登録官は認可の可否判断をすることになる (認可規則 27 条(1))。認可の可否や条件付認可等については、教員養成プログラムとほぼ同様の規定となっている。また、認可期間は登録官によって判断されるが、最低でも 180 日間であり、上限は 5 年を超えないとされている (28 条(1))。

認可更新については、登録官は当該プログラムの認可期限が終了する前から 180 日遅れることなくプログラム提供者にその旨通知するものとされており (認可規則 31 条(1))、プログラム提供者が認可の更新を望む場合、通知を受けてから 15 日以内に登録官に更新を望むプログラムの名称を伝えなければならない (31 条(2))。プログラム提供者から認可更新の意思表示を受けてから 15 日以内に、登録官はプログラム提供者に更新対象となるプログラムすべてを審査対象とするのか、それともいくつかをサンプルとしてピックアップして審査対象とするのか、その場合どのプログラムをサンプルとするのか、について通知することとされている (31 条(4))。その上でプログラム提供者は、当該プログラムの任期が切れる前に、OCT 内規により定められた認可更新料 (新規認可申請料と同額) の支払いとともに、認可更新申請をしなければならない (31 条(5))。

この他、登録官は認可要件が引き続き満たされているかモニターすることができること (認可規則 29.1) や、プログラム提供者が認可要件を満たさなくなるとみなされた場合に認可委員会が認可を取り消すことができること (32 条)、プログラム提供者が実質的にプログラムを変更したり当該プログラムが認

²⁹ <https://www.oct.ca/members/college-fees> (2021 年 11 月 21 日採取)。

可を受けた際の条件を満たさなくなった場合の登録官や認可委員会の対応（33条）についても規定されている。また、認可委員会による決定に不服がある場合、プログラム提供者は認可上訴委員会に上訴することもできる（40条）。

（3）教員スタンダードの運用と不服申立てへの対応

教員のスタンダードとしてオンタリオ州の教員の行動規範となっているのが、「教職倫理基準」、「教職実践基準」、「教職のための専門的学習枠組み（Professional Learning Framework for the Teaching Profession）」である。これらを統合したビジョンは、教員養成から現職教員教育、教育的リーダーシップなどの基礎となっている³⁰。これら基準や枠組みの開発や実施、レビューに関する助言を評議会に対して行うものとされているのが、実践教育基準委員会である。2020年に特に実践教育基準委員会が取り組んだものとしては、AQに関する次のような事項が挙げられる。即ち、AQコース政策ガイドラインのレビュー（63のAQコース草案と22の最終ガイドラインを承認）やAQコースに関する規則（「オンタリオ州規則176/10 教員資格（Ontario Regulation 176/10 Teachers' Qualifications）」）（以下、「教員資格規則」）の改定等である。その中には、視覚障害児を支援するための教員資格に関する勧告や、反黒人差別に関するAQの承認等が含まれている（OCT, 2020）。

また、OCTの重要な機能の1つに、会員への不服申立てへの対応や懲戒³¹がある。専門職的不正行為や能力不足（incompetence）³²、適性不足（incapacity）のために会員に対し不服申立てがあった場合、当該会員が調査・聴聞の間公平な取扱いを受けることを保証する一方で、公共の利益を守ることはOCTの義務であるとされる。その際、OCTには聴聞・懲戒プロセスを通して会員の権利を保護する法的義務があり、その際に保護される会員の権利としては公平な聴聞を受ける権利、法的支援を受ける権利があることを助言される権利、不服申立て調査の間収集された情報を提供される権利、不服申立てに対する文書による回答を提供する権利、時宜を得た調査を受ける権利、現職教員と非教員から成る委員会によって不服申立てが検討される権利、正式な文書による決定を受ける権利、等である。

不服申立てに関連する委員会として、OCT法では第4部（Part IV）（25条以下）において調査委員会について、第5部（Part V）（29条以下）において懲戒委員会と適性判定委員会について、それぞれ規定している。2020年版年次報告書（OCT, 2020）によると、これら3つの委員会は、教員に対する不服申立てに関する責任を共有しているということである。調査委員会はすべての不服申し立てを審査し、不服申立てをどう取り扱うかを決定する。懲戒委員会は専門職上の不正行為や能力不足の申し立てに関連する聴聞を行う。適性判定委員会は適性不足の申し立てに関連する聴聞を行う。

一般的には、1件の申し立てに対して3名から成るパネルが申し立てに関連する情報を考慮して決定を下

³⁰ 拙稿（平田, 2020b）を参照されたい。

³¹ <https://www.oct.ca/members/complaints-and-discipline>（2021年10月27日採取）。

³² 「incompetence」と「incapacity」は、通常の辞書では双方ともに同じような訳語が提示される。本稿では、オンタリオ州産業協会（Ontario College of Trades）による以下の定義を参考にし、「incompetence」を「能力不足」、「incapacity」を「適性不足」と訳すこととする。

- Incompetence Definition

Incompetence is a lack of knowledge, skill or judgment in a member's professional responsibilities; or a disregard for a person's welfare.

- Incapacity Definition

Incapacity is a physical or mental condition that makes a member unfit to fulfill his/her professional responsibilities; or a physical or mental condition that limits a member's ability to fulfill his/her professional responsibilities.

（<https://www.collegeoftrades.ca/compliance-and-enforcement/professional-misconduct-incompetence-or-incapacity>, 2021年10月7日採取）

す。2021年2月1日にOCTは1年間のガバナンス移行期間に入ったが、その期間中は、委員申請プロセスを通して選考された「移行期間名簿委員 (transitional roster members)」(以下「名簿委員」)から構成され、名簿委員は、能力や経験といった多くの客観的基準に基づいて綿密に審査を行うことになっている。移行期間中は、各パネルは少なくとも教員委員及び非教員委員1名ずつから構成されることとされている(OCT, 2020)。

OCTは年間約1,500件のOCT会員に関する相談 (contacts) を雇用者や非教員及び教員委員から受けている。そのうち約半数は各学校や教育委員会レベルで解決するのがより適切であると判断される。残りの半分は正式な懸念表明 (expression of concern) とされ、そのうち40%は受付時に解決され、残りが調査委員会のパネルによって対処される。2020年内に調査委員会は303件の不服申し立てを受け、懲戒委員会や適性判定委員会は100件を取り扱った(OCT, 2020)。

① 調査委員会

調査に際しては、OCT職員が公平かつ不偏な方法で不服申し立てを調査し、収集した情報を調査委員会パネルに提示する。パネルは審議の上、不服申し立てに対し次の選択肢から1つを選択することになっている。

- ・ 不服申し立てが専門職上の不正行為や適性不足、能力不足に当たらないと判断した場合は、調査を拒否する。
- ・ 不服申し立てが些末であったり混乱していたりプロセスの濫用であったり、明らかに実質がなかったり不適切な目的でなされたものであると判断した場合は、調査を拒否する。
- ・ 不服申し立てを懲戒委員会や適性判定委員会に照会せず、それ以上の手続きに及ばない。
- ・ 不服を申し立てられた会員に書面で注意・助言を行う。
- ・ 書面あるいは対面で警告する。
- ・ 不服申し立ての決議を通して到達した合意の覚書を採用する。
- ・ 不服申し立ての全部あるいは一部を懲戒委員会又は適性判定委員会の聴聞に照会する。
- ・ 当該会員とOCT間の合意を採用することによってTPA (教員業績評価) に関連する事項を解決する (2017年9月以降)。
- ・ 当該会員がOCTをやめ、再申請しないという合意を採用する (2019年11月以降)。
- ・ 調査委員会が申し立てを受けた会員を適性不足の可能性を認めた場合、調査委員会は当該会員の適性に関する調査を実施することができ、適性不足と信じるに足る合理的な根拠がある場合、当該会員に対して心身の診断書の提出を求め、提出があるまで免許を一時停止にすることができる (2021年2月以降)。(OCT, 2020, p. 25)

② 懲戒委員会

懲戒委員会は、調査委員会によって照会された専門職上の不正行為及び能力不足に関する申し立てについて検討する。懲戒委員会のパネルによって会員が専門職上の不正行為に関わったと判断されたり、OCT法において規定される能力不足の定義に合致すると判断された場合、当該委員会は次のうち1つあるいはそれ以上の選択肢を採用することができる。

- ・ 当該会員の教員免許を失効させるよう登録官に命令する。

- ・ 2年を上限として当該会員の免許を停止するよう登録官に命令する。
- ・ 当該会員の教員免許に有効期限や条件、制約を課すよう登録官に命令する。
- ・ 一定期間罰則を猶予し、その期間内に一定の条件を満たせば罰則を科さないよう命令する。
- ・ 不服が申し立てられた行為が性的虐待、規定された性的行為あるいは児童ポルノを含む禁止された行為から成る場合、「セラピー及びカウンセリングのための OCT 財政支援プログラム (College's Funding for Therapy and Counselling Program)」に基づいて当該会員に拠出された資金を OCT に弁済することや、当該会員が OCT に弁済すべき額の支払いを保証する OCT にとって受け入れ可能な抵当を提示することを当該会員に命令する。
(OCT, 2020, p. 26)

また、専門職上の不正行為に限って、パネルは当該会員に対し、懲戒委員会によるけん責・訓告・勧告を命じたり、州財務大臣 (Minister of Finance) に支払う 5,000 ドルの罰金を課したり、当該会員により支払われるようコストを修正することができる。

上述の通り、ガバナンス改革移行期間中はパネルの3名のうち少なくとも2名は名簿委員であり、そのうち教員委員と非教員委員が少なくとも1名ずつ含まれることが求められる。これにより、公共の利益と教職の両方に関する理解が保証されるとされる (OCT, 2020)。

③ 適性判定委員会

適性判定委員会は、聴聞を行い、当該会員が心身の状態によって専門職上の責任を果たせるかどうか、あるいは当該会員の教員免許に TCL など付するかどうかを決定する。適性判定委員会パネルは申立てのあった会員が適性不足であると判断した場合、登録官に当該教員の教員免許を失効させたり、2年を上限として免許を一時停止にしたり、免許に TCL を課すよう登録官に命令したり、一定期間罰則を猶予し、その期間内に一定の条件を満たせば罰則を科さないよう指示することができる (OCT, 2020)。

おわりに

本稿冒頭で本稿の執筆動機として言及したのが、教員免許更新制の「発展的解消」とそれに代わる形での研修の強化であり、そうした研修の受講記録等のデータベースを管理する存在としての「教職員支援機構」の機能拡張であった。教職員支援機構は OCT のように「教員の自己規制的組織」として設置されたわけでもないし、理事を教員公選の下選出した経験もない。つまり、設立趣旨・運営構造・運営実態、いずれの点をとっても「教員を代表する組織」ではない。機能面を見ても、OCT が教員資格等のデータベース管理のみではなく、教員養成プログラム等の認可や教員の懲戒審査等をも管轄するのに対し、教職員支援機構は基本的には前身の「教員研修センター」の後継としての教員研修機能を有するのみである。それは、教職員支援機構のウェブサイトにも次のように記載されていることから明らかである。

機構は、教育の直接の担い手である教員の資質能力向上をミッションとしており、地方公共団体や大学等とのネットワークを構築し連携を図りつつ、これまで「教員研修センター」として実施してきた学校関係職員への研修及び各都道府県教育委員会等への研修に関する指導、助言等に加え、新たに教員の資質能力向上に関する調査研究の実施や任命権者が策定する教員の育成指標に対する専門的助言の実施等、教職員に対する総合的支援を行う全国拠点とし

て様々な活動を行います。³³

また、オンタリオ州で教員を雇用するのは教育委員会であり、この点は日本も同様であるが、日本の教育委員会が広範な研修機能を果たしているのに対し、オンタリオ州の教育委員会では日本のような大規模かつ細かな行政研修はほぼない。教員の研修機能は、AQの取得などを通してAQプログラム提供機関（多くは大学）が有しており、教員は自主的にキャリアアップのためAQ等のプログラムを受講するのであって、そのデータベースを管理しているのがOCTということになっている。そしてオンタリオ州の公費運営学校で教職に就くためにはOCTの会員である必要があり、OCTの運営は基本的に会員が支出する会費や各種サービスに対する手数料によって賄われている。それに対し、日本の教員は教職員支援機構の会員ではなく、教職員支援機構の財源も会費ではない。教員の雇用主とデータベース管理主体が異なること、データベース管理主体が国あるいは州の教育行政担当省庁からは一定程度独立した地位にあると一応説明はされるもののその「独立性」には一定の疑義がある³⁴こと等は、両者の類似点である。データベースの管理は人事とも関わるであろうことから、雇用主が担ったほうが理に適っているように思えるが、両者ともに教育委員会を跨った形で関与し得る組織が担うという点は同様である。他方で、オンタリオ州の人口が2016年の国勢調査時点で1,344万8,494人³⁵であり、2019-2020学校年度における教員数が管理職や幼児教育教員を含めて約15万人弱³⁶であるというのは、日本と比較するとサイズとしてかなり小さい。このようにOCTと教職員支援機構は類似点と相違点が混在しており、両者を比較するにはそれら諸点を併せて検討していく必要があるため、両者を単純に比較することはできない一方で、OCTは約25年間教員の取得免許状やAQなどのデータベース管理を行ってきたことは事実であり、それをどのように行ってきたのか、そしてそれは教員の専門性向上にどのように効果を挙げてきたのかについては、先行事例として検討する価値はある、ということはいえよう。本稿はOCTの全体像をまず明らかにすることを目的としているため、教員データベース管理に特化した考察は行っていない。日本への応用可能性という点を踏まえつつ、それは別稿を期したいと思う。

【参考文献】

- ・ Glassford, L. A. (2005). A triumph of politics over pedagogy?: The case of the Ontario Teacher Qualifying Test, 2000-2005. *Canadian Journal of Educational Administration and Policy*, (45) 1-21, Retrieved October 11, 2021, from the World Wide Web: <https://journalhosting.ucalgary.ca/index.php/cjeap/issue/view/2949>.
- ・ 平田淳 (2007)「カナダ・オンタリオ州における子どもの学力向上政策—州統一カリキュラムと学力テストに焦点を当てて—」大桃敏行他編『教育改革の国際比較』ミネルヴァ書房, 97-110頁。
- ・ 平田淳 (2012)「カナダ・オンタリオ州における教員管理政策の変容 - 政権交代のインパクト—」大坪正一・平田淳・福島裕敏編『学校・教員と地域社会』東信堂, 55-84頁。
- ・ 平田淳 (2013)「オンタリオ州における教員資格試験及び教員免許更新制の制度化と廃止に関する一考察」『カナダ教育研究』No. 11, 17-32頁。
- ・ 平田淳 (2020a)「カナダ・オンタリオ州における『教員追加資格 (Additional Qualification: AQ)』に

³³ <https://www.nits.go.jp/about/mission.html> (2021年12月16日採取)。

³⁴ 教職員支援機構の前身である教員研修センターについては(油布, 2016)を、OCTについては(Glassford, 2005)を、それぞれ参照されたい。

³⁵ <https://www12.statcan.gc.ca/census-recensement/2016/dp-pd/hlt-fst/pd-pl/Table.cfm?Lang=Eng&T=101&S=50&O=A> (2021年12月16日採取)。

³⁶ <http://www.edu.gov.on.ca/eng/educationFacts.html> (2021年12月16日採取)。

関する一考察』『佐賀大学大学院学校教育学研究科紀要』第4巻, 64-87頁。

- ・ 平田淳 (2020b) 「カナダ・オンタリオ州における管理職資格プログラムに関する一考察」『佐賀大学大学院学校教育学研究科紀要』第4巻, 88-109頁。
- ・ 平田淳 (2020c) 『カナダの「開かれた」学校づくりと教育行政』東信堂。
- ・ 平田淳 (2020d) 「カナダ・オンタリオ州における教員給与制度に関する一考察」『佐賀大学大学院学校教育学研究科紀要』第4巻, 40-63頁。
- ・ 平田淳・成島美弥・坂本光代 (2003) 「『子どもを第一に考えよう』とオンタリオ州の新保守主義的教育改革」小林順子他編『21世紀にはばたくカナダの教育』カナダの教育2, 東信堂, 63-92頁。
- ・ 加藤普章 (2018) 『カナダの多文化主義と移民統合』東京大学出版会。
- ・ 森本洋介 (2019) 「カナダ・オンタリオ州における教員資格管理団体 (OCT) と教員養成課程改革との関係についての考察」『弘前大学大学院教育学研究科教職実践専攻 (教職大学院) 年報』創刊号, 23-34頁。
- ・ OCT. (2020). *2020 Annual Report: Setting the standards for great teaching*. OCT, Retrieved September 29, 2021, from the World Wide Web:
<file:///C:/Users/Jun%20Hirata/Desktop/Canadian%20Studies/OCT%E8%AB%96%E6%96%87/2020%20Annual%20Report.pdf>.
- ・ OCT. (n. d.). Steps to take if you have a concern about a member. OCT, Retrieved November 23, 2021, from the World Wide Web: https://www.oct.ca/-/media/PDF/Steps%20to%20Take%20if%20you%20have%20Concerns%20about%20a%20Member/teacher_e.pdf.
- ・ RCL. (1994). *For the love of Learning*. Queen's Printer for Ontario, Retrieved September 26, 2021, from the World Wide Web:
https://qspace.library.queensu.ca/jspui/bitstream/handle/1974/6880/rcol_full_version.pdf?sequence=6&isAllowed=y.
- ・ 鈴木久米男 (2019) 「カナダ・オンタリオ州での教員等の養成・研修における教育関係機関の役割 - オンタリオ州教員協会: OCT と他の教育関係機関との関係を踏まえて -」『岩手大学教育学部研究年報』第78巻, 23 - 37頁。
- ・ 油布佐和子 (2016) 「教師教育の高度化と専門職化 - 教職大学院をめぐって」佐藤学他編『学びの専門家としての教師』岩波講座教育変革への展望4, 岩波書店, 135-163頁。

【附記】

なお、本稿の原型を執筆し終えたのは2021年10月末であるが、同年12月にOCT法が改定されており、その4条(2)では評議会委員数が教員委員・非教員委員共に6名とされ、本稿執筆時点よりさらに減少している。本稿は当該法改定以前の状況に限定して検討していること、ガバナンス改革移行期間終了後のその他の状況変化については別稿を期すことを附記しておく。

(2022年1月28日受理)